

公立大学法人横浜市立大学 研究不正防止計画

(2009年3月30日 制定)

(2022年10月31日 最近改正)

この計画は、公立大学法人横浜市立大学（以下「法人」という。）における研究費の適正な使用を確保するため、「公立大学法人横浜市立大学研究活動の不正行為及び研究費の不正使用防止等に関する規程」（以下「規程」という）第5条第4項に基づき、不正を発生させる要因に対応する具体的な防止計画として最高管理責任者が策定するものである。

第1節 責任体系の明確化

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
1-① 競争的研究費等の運営・管理に関わる責任体系の明確化 ・責任体系における不正防止計画推進責任者と副責任者の役割が明確でない。 ・定期的な啓発活動がされていない ・研究コンプライアンス教育や啓発活動の具体的な実施計画が定められていない。	・最高管理責任者（理事長）を委員長とする「研究不正防止計画推進委員会」を設置し、定期的に不正防止にかかる計画の推進に向けた議論や情報発信を行う。 ・「研究不正防止計画推進委員会」の情報について、それぞれの責任者が、教職員に対して発信を行うことを徹底する。 ・不正防止体制について、研究不正防止計画責任者及び副責任者の役割を明確にする。 ・年度ごとに研究コンプライアンス教育及び啓発活動に関する実施計画を定め、実施する。
1-② 監事に求められる役割の明確化 ・監事との連携が強化されていない。	・不正防止計画の達成状況について、その振り返りを年1回監事に報告し、意見を求める。

第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
2-① 研究コンプライアンス教育・啓発活動の実施 ・研究費説明会等への教員の参加率が低く、ルール等の周知が十分ではない。 ・不正防止に向けた機関の方針等が十分に周知されていない ・ルールに対する理解度が明確にチェックできていない	・研究費説明会、eラーニングなど複数の方法で研究コンプライアンス教育（研究費ルール等の周知）を実施するほか、各種会議や研究費通信などの教職員への一斉のメール配信等を通じて周知等の啓発活動を行う。 ・研究費説明会の参加者に事後アンケートを行うなどし、教職員の理解の浸透と参加率の管理を行う。

<p>2-② ルールの明確化・統一化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究費の事務処理手続きに関するルールの理解が十分でない。 ・研究費について、公的資金であるという意識が希薄で、会計処理ルールが遵守しきれていない。 ・キャンパスや部署により対応が異なる。また担当者の変更などにより対応の統一感が損なわれる。周知が十分に行われず、伝聞や噂のような形で誤った情報が広まる。 ・学生や客員教員など雇用関係のない者については、経費執行の権限や責任の所在が不明確であり、研究費の適正執行や事務処理手続きに関するルールの理解が十分でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費執行マニュアルの作成、説明会の実施を通してルールを周知する。 ・各キャンパス間での情報共有や判断基準等の統一化を図る。 ・経費執行を行う客員研究員や特別研究員には、「法人のルールに従う」旨の誓約書の提出、研究倫理教育の受講を義務付ける。 ・謝金、旅費等を支給する学生及び指導教員に対して研究費のルールを周知する。
<p>2-③ 職務権限の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支払いを月まとめて行うため、支払いに合わせた見積書が添付されることが多い。発議時点において発注毎の見積額が不明確になるため、職務権限に沿って発議されているのか確認ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費のルールを俯瞰し、執行権限のあり方、適正な事務処理方法を再検討及び周知を徹底する。 ・職務権限とそれに伴う責任を、説明会等をとおして、研究者、事務職員に対して周知徹底する。 ・事務担当において研究費に関係する所管の職務権限、責任、役割を確認・明文化し、それに基づき職務を行うことを徹底する。
<p>2-④ 告発等の取扱、調査及び懲戒に関する規程の整備及び運用の透明化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正に関する報告を受ける窓口が構成員に周知されていない。 ・不正に関する情報が、最高管理責任者に伝わらない。 ・不正に係る調査の体制・手続が明確でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究不正の告発に係る通報の方法を学内に周知するほか、企業への誓約書の提出と併せて学外へも周知する。 ・告発の内容については、通報に関する規定に基づき最高管理責任者（理事長）に報告する。 ・不正に係る調査については、規程に沿った体制、手続にて実施、公表、配分機関へ報告する。

第3節 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
<p>3-① 不正防止計画の推進を担当する者又は部署の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画推進部署が、その役割を認識していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・不正防止計画推進部署は、不正防止計画取組状況を確認するための、モニタリング計画を作成する。 ・不正防止計画推進部署は、モニタリング結果を、研究不正防止計画推進委員会に報告する。
<p>3-② 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定及び実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改正された国のガイドラインを踏まえた不正防止計画の見直しが行われていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・改正された国のガイドラインを踏まえた不正防止計画の見直しを行う。

第4節 研究費の適正な運営・管理活動

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
<p>4-①-1 研究費の適正な執行・管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算執行状況が適切に把握されず、年度末に予算執行が集中する等の事態が発生したり、誤払いや予算オーバーに繋がる。 ・取引業者が研究者と必要以上に密接な関係を持つことが癒着を生み、不正な取引（預け金、架空請求、不当な割引交渉）に発展する。 ・教員発注物品等の検収確認が不十分であるため、架空伝票捜査による納品や前借り（予算のない契約）、預け金が発生する。 ・教員が支払に直接関与する必要のない仕組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財務会計システム使ったプロジェクト別の予算執行状況のモニタリングにより、予算執行率や年度末に集中する予算執行を研究基盤課の各研究費管理担当者がチェックし牽制する。 ・教職員が財務会計システム及び研究費執行状況閲覧システムを用いることにより、予算の執行状況をリアルタイムに把握する。 ・複数の業者との取引を推奨し、契約案件の偏りを温床とした業者との癒着を防止する。 ・取引の実効性等を考慮した上で取引業者に適正会計に対する誓約書の提出を求める。 ・事前決裁の徹底を進めるとともに立替払いの廃止を目指し、2019年度に導入した法人カードの一層の普及を進めていく。
<p>4-①-2 検収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発注、納品後、支払う時点になってシステム管理されるため、発注段階から納品までを当事者以外がチェックできるシステムが構築されていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各キャンパスでの検収センターでの検収を継続して行う。 ・研究費マニュアルに記載の検収方法や研究費説明会資料を通じて教員及び事務補助員（教室秘書）等の教育を強化し、検収検査の形骸化を防止する。 ・その他の役務契約、旅費、雇用経費等についてもルールと実態の乖離が発生しないよう、現場の状況を十分確認しつつ、実効性のある検収方法を検討し、速やかに検収を実施する。 ・発注段階から納品、検収、支払いまでを一貫して第三者がチェックできるシステムの必要性を検討する。
<p>4-①-3 雇用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・研究室における非常勤職員等の勤怠管理が教室任せになっているため十分に管理されておらず、勤務実態の確認が厳密にできないことから、カラ給与の支払いが発生する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・受入教員にタイムカードのチェックの責任があることを周知徹底する。 ・定期的な調査として教室巡回を行い、非常勤職員の出勤状況などを確認する。

第5節 情報発信・共有化の推進

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
<ul style="list-style-type: none">・相談、通報等の窓口が分からず、研究者等が独自の理解により研究費の執行を行う。・法人のWEBサイトの内容が更新されず、本学の最新の取り組みが周知されない。	<ul style="list-style-type: none">・研究費説明会の資料、説明等において、担当窓口を明記する。・定期的なメールの全体配信の際に、担当窓口を明記し、周知を図る。・引き続き、WEBサイト上で公開をするとともに、取引業者等に定期的に周知する。・WEBサイト上の掲載内容の定期的な見直しを行う。・取引先企業に誓約書の提出を求める。

第6節 モニタリングの在り方

不正が発生する要因	対応する不正防止計画
<ul style="list-style-type: none">・実行性がある監査が実施されず、チェックが形骸化する。・監査の対象範囲に当該年度進行中の案件などのタイムリーな案件が含まれない。	<ul style="list-style-type: none">・監査の結果を反映する明確な仕組み、手続きを構築する。・規程やルールに基づき適切に処理されているかどうか日常的に確認する仕組み（日常的なモニタリング）を導入する。・不正防止計画の達成状況について、その振り返りを年1回監事に報告し、意見を求める。（再掲）

■不正防止計画の点検・評価

研究不正防止計画推進委員会において、本計画の内容及び実行状況について、点検・評価を行う。

以上